

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（訪問系）

● ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

感染疑い事例がない場合

- ・利用者の同居家族・介護者等の職場や学校等での発症の情報収集・情報把握
- ・各事業所作成の感染対策マニュアル等に基づく取組の再徹底
(地域の状況を踏まえ、健康管理・マスク・手指消毒の徹底) ※即、濃厚接触者にならない為に
- ・管理者等・医師（主治医等）・ケアマネジャー・内部の連絡・情報共有体制の確認

感染疑い事例が発生した場合

- ・事業所の管理者等・医師（主治医等）に報告・相談し対応
- ・利用者の場合、主治医・担当ケアマネジャーに連絡

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は主治医から直接「新型コロナ外来」に電話連絡し指示を受ける
(保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター)

PCR検査の実施

検査の対象範囲や事業の継続について保健所の指示を受ける

検査結果（陰性の場合も）を
区市町村及び東京都に連絡

※検査結果が出るまで自宅待機

*1 感染者は入院

利用者・職員等に感染者（PCR陽性）発生

※事業所による自主休業又は行政による休業要請も想定

*1 感染者は入院

濃厚接触者又は接触が疑われる利用者・職員・家族を特定 *別紙
保健所等の指示により、対象利用者・職員・家族へのPCR検査を実施

PCR陰性の利用者は可能な限り在宅等で対応

PCR陰性の職員

接触が疑われる職員
十分な配慮のもと、
業務継続は可能

濃厚接触者
2週間の自宅待機

*1 高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体の判断に従うこととなる。